

公民館、隣保館、体育施設の利用について (制限緩和のお知らせ)

現在、町の集会施設（公民館、隣保館、体育施設）につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大により利用制限を設定しておりますが、現時点の感染状況を踏まえ、利用制限を下記のように変更（緩和）します。（令和4年6月17日）

〈利用制限〉変更後

利用者	・制限解除
人数	・各施設が示す、部屋、スペースにおいて2 m（最低1 m）の間隔が確保できる人数以下とします。
滞在時間	・制限解除
内容	・制限解除

※引き続き、基本的な感染対策を徹底して利用して下さい。

〔基本的な感染対策〕

- ・「三つの密」の回避
- ・「人と人との距離の確保」
- ・「マスクの着用（不織布マスクの推奨）」
- ・「手洗いなどの手指衛生」
- ・「換気」
- ・「黙食（飲食の場）」
- ・「消毒（机、椅子など）」

※今後の感染状況により、利用制限の変更があります。

〈利用についてお願い〉

- 代表者の方は利用者の健康チェック（発熱や強いだるさ、軽度でも咳やのどの痛みがないことなど）をして下さい。症状のある方には参加を自粛するようお願いして下さい。その際、差別的な言動にならないようご配慮下さい。
- 万一感染が判明した場合に備え、利用者名簿（氏名、緊急連絡先）の作成にご理解、ご協力をお願いします。また、必要に応じて保健所等の公的機関に情報提供され得ることをご承知おき下さい。なお、個人情報は目的以外に使用することはなく適切に管理いたします。

【お問い合わせ】

美郷町教育委員会 0855-75-1217

美郷町役場住民課 0855-75-1213